【別紙－１２】

応　募　様　式

令和　　年 　　月 　　日

四国地方整備局

松山河川国道事務所長 殿

伐採者

住所 〒

氏名　　　　　　　　　　　　　 印

令和６年１１月１日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

１．希望する箇所及び区画番号

第１希望　予定箇所№　　 、区画番号

第２希望　予定箇所№　　 、区画番号

第３希望　予定箇所№　　 、区画番号

（伐採期間）令和７年１月８日(水)～令和７年５月３０日(金)

（作業内容）伐木、枝払い、積込運搬をすべて応募者で実施

２．伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

薪ストーブ

その他の目的（　　　　　　　　　　　　）

３．現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

確認済み

未確認

４．採取の方法

　以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

（作業内容のパターンにより当てはまらない項目にはチェック不要）

（伐採方法）　 チェンソーにより伐採を行う。

ノコギリにより伐採を行う。

その他の方法により伐採を行う。（伐採方法：　　　　　　　　　　　　 　　　）

（小割方法）　 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬する。

伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。

その他の方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（運搬方法）　 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。（積込方法：　　　　　　　　 　　）

伐採材は、（ 　　 ｔ）トラックにより日々搬出する。（積込方法：　　　　　）

その他の方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（伐採順序）　 通路脇から順次伐採を行う。

その他の伐採順序（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（枝葉処理）　 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。

発生した枝葉は、決められた場所に集積する。

その他の処理（　　　　　　　　　　　　　　）

　 ※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

５．作業期間等

　　作業予定期間　　　　　月　　　日　～　　　月　　　日

※上記期間のうち、作業希望日を第３希望まで以下に記載してください。

　　　　　月　　　日、　　月　　　日、　　月　　　日

作業予定時間　　　　　時　　　分　～　　　時　　　分

　　作業者氏名　　　　　　　　　　　　　　　（複数人で作業する場合は代表者氏名）

６．伐採者の連絡先

連絡先（携帯可） ：

緊急連絡先　　　 ：

ＦＡＸ 　　　　　：

メールアドレス 　：

　　　なお、ＦＡＸ、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

７．公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェックを記載。

過去３年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。

公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）

第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。

公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

直近１年間の税を滞納している者ではない。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして

国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

＜遵守事項＞

【安全対策等】

　（作業時服装）・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。

（大雨・強風）・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。

（資機材管理）・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。

　 ・枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に連絡する。

（隣接者調整）・他の作業車の支障とならないよう搬出通路上にはトラックは駐車しない。

　　・倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。

　　・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。

　　・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。

（有事対応）・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。

・消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。

（申請者以外の現場作業者にも登録して貰う）

・事故（ケガを含む）発生時には出張所に必ず連絡する。

（法令遵守）・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。（差し枠、はみ出し禁止）

（坂路監理）・通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。

（その他）・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。（二日酔いも含む）

　作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。

・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

　 ※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

　 ※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　～以　上～